

第 12 回定期評議員会議事録

令和 4 年 6 月 17 日 (金)



公益財団法人 佐野美術館

第 12 回定期評議員会議事録

1. 日 時 令和 4 年 6 月 17 日 (金) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 50 分

2. 場 所 公益財団法人佐野美術館 講堂

3. 出席者 総評議員数 8 名

出席評議員 8 名

有賀 祥隆 稲田 精治 岩崎 清悟 緒明 春雄

小野 徹 佐野 昌彦 山田 勝造 若林 久

出席監事 2 名

後藤 正博 森崎 祐治

出席理事

渡邊 妙子理事長 小杉 則子理事・館長

事務局

加藤 良晴常務理事

(敬称略)

4. 議 長 評議員会会長 稲田精治

5. 議事録作成者 常務理事 加藤良晴

6. 議 事

事務局加藤	[午前 10 時 30 分開会] 当公益財団法人定款 第 26 条の規定に基づき、評議員会の成立を報告し、評議員会の開会を宣する。また、監事の後藤 正博氏、森崎 祐治氏に出席していただいている旨、報告した。
渡邊理事長	[理事長挨拶] 理事長より評議員会開催にあたり、挨拶がなされた。
事務局加藤	[議長選出] 当公益財団法人定款第 25 条の規定に基づき、評議員会の議長は評議員会会長が務める旨、説明する。

	[議長挨拶]
議 長	評議員会を始めるにあたり、稻田評議員会会长より挨拶があり、合わせて、出席評議員には議事運営に協力していただくよう発言があった。
	[議事録署名人の指名]
議 長	これから議事に入りますが、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人ですが、当公益財団法人定款第30条第2項に議長及び出席した評議員のうちから選出された者2名とされておりますのでこれに従います。議事録署名人はいかがいたしましょうか。
一 同	「議長一任」
議 長	議事録署名人に小野徹氏、山田勝造氏を推薦し諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり選出された。
	[議案上程]
議 長	第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件 第2号議案 役員等候補者選出委員会規則制定の件 の2件を上程する。
	[議案審議]
議 長	(第1号議案) 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件について理事長の説明を求める。
理事長	資料により、令和3年度事業報告及び附属明細書について説明する。 資料により、令和3年度収支決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書）について説明する。
小杉館長 事務局加藤	事業報告並びに収支決算について事務局が補足説明をした。

議長	収支決算について監事に監査報告を求める。
後藤監事	5月25日（水）に森崎監事とともに事業報告及び収支決算並びにこれら付属明細書について監査を実施した結果、帳簿、各種帳票類は的確に処理されており、事業報告並びに収支決算は適正であることを報告した。
	[質疑・応答]
議長	第1号議案について、意見、質問等を求める。
議長	特に意見もなかつたため、第1号議案について当公益財団法人定款第27条の規定により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。
	(第2号議案)
議長	第2号議案 役員等候補者選出委員会規則制定の件について理事長の説明を求める。
理事長	令和4年5月30日（月）に開催された定時理事会において、評議員会に提出が決議された、「役員等候補者選出委員会規則（案）」を示し、説明をした。
	[質疑・応答]
議長	第2号議案について、意見、質問等を求める。
	特に意見もなかつたため、第2号議案について諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり選任された。
	[報告事項]
議長	議案の審議がすべて終了したので、事務局に報告事項について説明を求めた。

	(報告事項)
事務局加藤	1. 隆泉苑クラウドファンディングの実施について 2. 購入賃貸物件の概要について
議長	資料にもとづき、報告事項 1.2 について事務局の説明が終了し、議長より議案の審議・報告が終了したことが告げられ、午前 11 時 50 分、事務局は、公益財団法人佐野美術館の第 12 回定時評議員会の閉会を宣言し、解散した。

以上、議事の内容を明らかにするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が記名捺印をする。

令和4年6月17日（金）

公益財団法人 佐野美術館

（議長）

評議員会会長

稻田精治



（議事録署名人）

評議員

佐野徹



（議事録署名人）

評議員

山田勝造



役員等候補選出委員会規則 (案)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人佐野美術館（以下「この法人」という。）の定款第17条第1項、第33条第1項及び第37条に規定する役員等候補選出委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

2 選出委員会は、この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 選出委員会は、評議員会会長を含む評議員7名で構成する。

- 2 選出委員会の議長は、評議員会会長が就任する。
- 3 選出委員会の評議員会会長を除く他の委員は、評議員がこれにあたる。
- 4 前項の選任に当たり、評議員会会長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。
- 5 理事会は、評議員会会長から前項の要請があった場合は、その候補者の名簿を提供しなければならない。

(招集及び開催)

第4条 選出委員会は、評議員会会長が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選出方法)

第5条 選出委員会の決議は、選出委員会委員の3分の2以上の出席をもって行う。

- 2 選出委員会は、この法人の理事、監事及び評議員の選任及び解任の候補者をそれぞれ審議し、多数決により、理事、監事及び評議員それぞれの選出必要人数以上の候補者を選定する。
- 3 前項の選定に当たり、評議員会会長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

(情報提供)

第6条 理事会は選出委員会における前条の審議に当たり、評議員会会長の要請があった場合は、下記各号の情報を提供しなければならない。

- (1) 選出する理事、監事及び評議員の候補者の経歴、選任理由、この法人の他の理事、監事及び評議員との関係その他の理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(2) 解任する理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選出委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選出委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(任期)

第8条 選出委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選出委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 選出委員会の委員は、無報酬とする。

2 選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和4年6月18日より施行する。(令和1年6月17日評議員会議決)